

令和5年度 第1回差別事象検討小委員会

日 時 令和6年2月9日(金) 午後1時30分～3時
場 所 県庁第二庁舎 9階 第20会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 会議の公開、非公開について

(2) 委員長の選任、委員長代理の指名について

(3) 県内で発生している差別事象について

(4) その他

4 その他

5 閉 会

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 差別事象検討小委員会

【委員】

任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

氏名	所属・活動等	出欠
いけたに 池谷 ちえ 千恵	鳥取看護大学、鳥取短期大学ヘルスサポートセンター 専任カウンセラー	×
かんば 神庭 まこと 誠	米子市教育支援センター（ぷらっとホーム）副センター長	×
きたむら 北村 ひでのり 秀徳	公立鳥取環境大学、鳥取看護大学・鳥取短期大学非常勤講師	○
なかい 中井 ひろし 浩	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	○
まつだ 松田 ひろあき 博明	大山町人権交流センター 所長	○
やまもと 山本 まさき 真輝	鳥取市民総合法律事務所 弁護士	○

6名：（50音順）

【事務局】

氏名	所属・職名	備考
明場 達朗	人権尊重社会推進局 局長	
古田 慎一	人権尊重社会推進局 人権・同和対策課長	
永井 英之	人権尊重社会推進局 人権・同和対策課 同和対策担当 課長補佐	
溝内 直子	人権尊重社会推進局 人権・同和対策課 同和対策担当 係長	
本庄 大志	教育委員会事務局 人権教育課 人権教育担当係長	

【差別事象検討小委員会の概要】

差別事象への対応の検討をより一層進めるため、平成23年12月に鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として差別事象検討小委員会を設置している。

- 目的： 鳥取県内で発生した同和問題など人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行う。
- 位置づけ： 人権課題について広くかつ専門的に議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会と位置づける。
- 委員： 近年の新たな人権問題であるインターネット上の人権問題に詳しい委員や、現場に密着した法律家、活動の実践者や有識者で構成するとともに、活動に機動性を持たせるため、26名の協議会委員のうちの一部の委員で組織する。
- その他： 検討結果を上部の組織である協議会へ報告する。

○鳥取県人権尊重の社会づくり条例

平成8年7月9日
鳥取県条例第15号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができると偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題(以下「人権問題」という。)への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(県内に暮らす全ての者の責務)

第4条 県内に暮らす全ての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

(県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等)

第5条 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

(基本方針)

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権教育及び人権啓発に関すること。
- (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。
- (4) 相談支援体制に関すること。
- (5) 人権施策の推進に資する調査に関すること。
- (6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
- (7) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(差別のない社会づくりの推進)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為(インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。)をしてはならない。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
 - (2) いじめ又は虐待
 - (3) プライバシーの侵害
 - (4) 不当な差別的取扱い
- 2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。
- 3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。
- 4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(人権に関する相談)

第8条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。

- 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。
- (1) 相談者への助言
 - (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介
 - (3) 関係機関と連携した相談者の支援
 - (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援
- 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第9条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。
- 3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第10条 協議会は、委員26人以内で組織する。

- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)
- 2 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和3年条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(鳥取県附属機関条例の一部改正)
- 2 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

○鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則

平成 8 年 7 月 26 日
鳥取県規則第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成 8 年鳥取県条例第 15 号)第 10 条第 5 項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第 4 条 協議会に、専門の事項を調査検討させるため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前 2 条の規定は、小委員会に準用する。

(意見の聴取)

第 5 条 協議会及び小委員会は、必要があると認めるときは、議事に関し専門的な知識を有する者に対して、出席を求めて意見を聴き、又は意見書の提出を求めることができる。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 19 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年規則第 14 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○鳥取県情報公開条例(抄)

第4章 情報公開の一層の推進

(情報公開の一層の推進)

第34条 実施機関は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努め、情報公開の一層の推進を図るものとする。

(情報提供施策の充実等)

第35条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

(計画等の積極的な公開)

第36条 実施機関は、重要な計画、事業等について、進行状況その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と協力を深めるよう努めるものとする。

(会議の公開)

第37条 実施機関の附属機関その他これに類する会議は、公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

○審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

平成 12 年 3 月 31 日
鳥取県告示第 218 号

鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり会議の公開に関し準拠すべき指針を定めたので、告示する。

審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

1 趣旨

この指針は、鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号。以下「公開条例」という。)第 37 条第 2 項の規定に基づき、実施機関の附属機関その他これに類する会議(以下「審議会等」という。)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類する会議とする。

3 会議の公開

審議会等の会議は、公開とする。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされているとき及び次のいずれかに該当する場合であって 4 により当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 公開条例第 9 条第 2 項各号に掲げる情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 例外として会議を非公開とする場合の手続等

- (1) 審議会等の長は、当該審議会等の会議が 3 の(1)又は(2)に該当する場合(当該会議中に 3 の(1)又は(2)に該当するに至った場合を含む。)であって、当該会議を非公開とすることが適当であると認めるときは、当該会議に諮って非公開の決定を行うものとする。
- (2) 審議会等は、(1)により会議の非公開を決定しようとする場合において、3 の(1)又は(2)に該当する部分とそれ以外の部分を分割して審議することができるときは、当該 3 の(1)又は(2)に該当する部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分に係る会議は、公開しなければならない。
- (3) 審議会等は、その会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、傍聴者全員が傍聴することのできる傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等は、会議の傍聴者が会議資料を閲覧できるようにしなければならない。
- (4) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を定めるものとする。

～ 以 下 略 ～

○審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の解釈及び運用について

平成12年4月1日制定
総務部長通知
平成15年2月25日改正
総務部長通知
平成25年3月23日改正
未来づくり推進局長通知
平成25年11月18日改正
未来づくり推進局長通知
令和元年7月5日改正

1 指針の趣旨について

審議会等の会議は、県の各種施策の企画立案又は執行の過程において重要な役割を果たしていることから、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第37条第1項において会議の公開について規定し、会議における審議等の状況を明らかにすることにより、県民参加による開かれた公正な県政を推進することとしている。条例37条第2項の規定により規定された審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針（平成12年鳥取県告示第218号。以下「指針」という。）は、その基本方針を示したものである。

2 対象となる審議会等について

- (1) 指針2の地方自治法第138条の4第3項の「附属機関」とは、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条の規定により設置された附属機関をいう。
- (2) 指針2の「これに類する会議」とは、（1）以外に実施機関が設置する審議、審査、調査等を行うため、県民、学識経験者等を構成員とする会議をいい、実施機関の内部会議、事業関係者等との打ち合わせ会議等は含まない。

3 会議の公開について

条例第9条第1項では、県の保有する公文書の公開を定めている。ただし、同条第2項により法令等の規定により公開することができないときなどについては、公文書の開示をしないこととしている。審議会等の会議についても、条例第37条第1項により、これを原則公開とし、ただし、法令等の規定により公開することができないときなど一定の場合には、当該会議を非公開とすることとしている。指針3は、そのことを確認したものであり、その趣旨は次のとおりである。

- (1) 指針3の法令等の規定により会議を公開することができない場合における法令等とは、法律、政令、省令及び条例をいう。審議会等は法令等を遵守する義務があり、それらに公開することができないことが定められている場合には、当該会議を公開することができないことを確認したものである。
- (2) 指針3の(1)は、条例第9条第2項各号に定める情報（以下「非開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合であって、当該会議で公開しないと決定したときは、非公開とすることとしたものである。これは、公文書の開示請求においては開示しないとされている事項について公開の場で審議等を行うことは、条例の趣旨に反し適当ではないためである。その非公開の決定は公文書の場合と同様厳格に行い、その決定は真にやむを得ない理由がある場合に限られる。
- (3) 指針3の(2)は、会議における公正かつ円滑な議事運営を確保するため、必要な場合には、公開しないというものである。これは、審議事項等の内容によっては、会議を公開した場合に、審議妨害や委員に対する圧力等が加えられたり、公正又は円滑な議事運営が著しく阻害されて、その結果として県全体の利益が損なわれることがあり得るためである。したがって、議事運営に著しい支障が生じることが相当確実に予想される場合であって、当該会議で公開しないことを決定したときに限り適用するものであり、その運用は厳格に行う必要がある。

4 例外として会議を非公開とする場合の手続等について

- (1) 指針4の(1)により、法令等の規定により公開できないときを除き、会議の非公開は、当該審議会等がその会議において決定しなければならないとしている。これは、審議会等としての独立性を尊重するとの観点から、審議等の結果に一義的な責任を有する当該審議会等が自らの責任において決定すべきであるためである。
- (2) 指針4の(2)により、一つの会議で公開する部分と非公開とする部分を分割して審議することができる場合は、非公開とする部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分の会議については公開しなければならないとしている。これは、会議のうち非公開とする部分以外については、原則公開の立場から、公開しなければならないというものである。
- (3) 指針4の(3)により、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならないとしている。これは、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものである。
- (4) 会議の非公開の決定に当たっては、次により行うこととする。
 - ア 新たに設置される審議会等については、最初の会議において決定するものとする。
なお、非公開の決定は、審議会等が、非公開とする場合の事務の内容又は審議事項等及び非公開とする理由を明らかにした上で行わなければならない。
 - イ 非公開に関して決定された内容については、文書で明らかにしておくこととする。
 - ウ 非公開を決定した後に新たに審議する事項が追加される等の理由により、新たに非公開の決定を行うべき事情が生じたときは、審議会等は、その都度、会議において非公開を決定しなければならない。
 - エ 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、原則として公開とする部分の審議が終了してから非公開とする部分の審議を行うものとする。
 - オ 実施機関は、非公開の決定について、県民課に報告することとする。

～ 以 下 略 ～

報告の概要(令和5年4月～12月報告分)

1 高校でのガイジ発言(1)

発生日時	令和4年11月14日(月)
発生場所	高等学校
内 容	○授業中友人らにからかわれ苛ついた生徒Aがため息交じりに「ガイジ」と発言した。
対応概要	<p><発生後の対応>※生徒Aを含む関係生徒の面談等を適宜実施</p> <p>【11月14日(月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業を中断しクラス全体で本事象に対する学習 ・授業後、生徒Aへの面談を実施し、人権教育主任・当該クラスの担任・管理職に報告 ・管理職・人権教育主任等で対応協議 <p>【11月15日(火)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝礼時に本事案について教職員に情報共有 ・当該クラスでのアンケートの実施 ・県教委(人権教育課)へ報告及び今後の取組等について相談 <p>【11月16日(水)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該クラスでLHRを実施(管理職・学年主任・人権教育主任等授業参観) <p>【11月17日(木)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時 人権教育推進委員会を開催 <p>【11月22日(火)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育公開授業(校内)の実施 <p>【12月13日(火)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員研修会の実施 <p>【2月1日(水)・8日(水)・15日(水)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育LHRの実施 ※15日は公開授業 <p>【4月14日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教委(人権教育課)へ本事象に関する報告書を提出
今後の取組	・今回の事案を踏まえた人権学習を含め、教育活動全体を通じての人権教育を見直し、自他を尊重し安心して生活できる学校づくりに取り組んでいく。

2 高校でのガイジ発言（2）

発生日時	令和5年5月24日（水）
発生場所	高等学校
内 容	○教室で大きな声で独り言を言っている生徒Aを見て、生徒Cが「あれってガイジじゃない」と生徒Bに言ったところ、生徒Bが「ガイジだわ」と同調した。これを受けて生徒Cが生徒Aに対して生徒Bが「ガイジだわ」と言ったことを伝えた。
対応概要	<p><発生後の対応> ※生徒B・生徒Cへの面談等を適宜実施</p> <p>【5月24日（水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒Dからの報告により事象判明 ・生徒B・生徒Cへの面談を実施し、管理職・学年主任等で対応協議 <p>【5月25日（木）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会を開催 ・県教委（人権教育課）へ報告 <p>【5月26日（金）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝礼時に本事案について教職員に情報共有 <p>【6月6日（火）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進委員会を開催 <p>【6月7日（水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該クラス・学年でLHRを実施
今後の取組	・今回の事案を踏まえた人権学習を含め、教員の指導力や生徒支援力のより一層の向上を目指し、日々の教育活動での実践に取り組んでいく。

3 高校での部落差別発言

発生日時	令和5年6月7日（水）
発生場所	高等学校
内 容	<p>○授業中に生徒が部落差別に係わる発言をしたもの 発言をした者：生徒A <発言内容> 授業でノコギリを使って木材を切るときに、斜めになってしまいうまく切れなかったことがあり、失敗の原因として「部落出身だから仕方がない」と生徒Bに向かって言った。生徒Bは生徒Aに対し「それはブラックな発言だな」と返した。</p>
対応概要	<p><発生後の対応> ※生徒Aを含む関係生徒の面談等を適宜実施</p> <p>【6月 7日（水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業者から人権教育主任、人権教育主任から管理職（校長・教頭）に報告 <p>【6月 9日（金）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該生徒クラスにおいてアンケートを実施し、結果を管理職に報告 <p>【6月15日（木）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職（教頭）より県教委（人権教育課）へ報告 <p>【6月19日（月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時人権教育推進委員会を実施 <p>【6月21日（水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教委（人権教育課）が学校訪問し、本事案の聞き取り及び今後に関する指導助言 <p>【7月12日（水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議で本事案について教職員に情報共有 <p>【8月 9日（水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教委（人権教育課）が学校訪問し、指導状況等の確認及び指導助言 <p>【8月21日（月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部落解放同盟との意見交換会実施 <p>【11月15日（水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育LHR（校内公開授業）内容：部落差別について 授業後、事後検討会実施
今後の取組	<p>○同和問題に係る学習の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和問題学習の見直しを行い、部落に対する負の認識を払拭する。 <p>○教職員の学び直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和問題学習に向けた人権意識の向上及び授業づくりのスキルアップ <p>○差別を許さない学校風土の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者との交流・出会いを通して自他を尊重する態度を育成する。 ・コミュニケーション力を向上させる。

4 同和地区を問い合わせる電話

発生日時	令和5年1月16日（月） 午後1時15分
発生場所	■■■■市役所■■■■支所
内 容	市外の人から電話で問い合わせがあり、市内の被差別部落の場所について問い合わせを受けた。問い合わせた者は、市外から■■■■地区に引越しを検討しており、近くに被差別部落があることが心配などと語ったため、対応した職員が、そのような問い合わせには答えられないとして、毅然とした態度で指導を行ったところ電話を切られた。
対応概要	<p>【1月16日（月）】</p> ■■■■支所から、人権政策課へ対応報告があり、同日に人権政策課から担当部長及び市長に報告 <p>【3月1日（水）】</p> 市報令和5年3月号に啓発記事を掲載（別紙1） <p>【3月27日（月）】</p> 企画審議会（幹部会）に報告し、同日に職員に対し文書で啓発を行った。
■■■■市の事象対応	■■■■市では、差別事象が発生した場合は、関係幹部職員で組織する■■■■市人権啓発検討委員会を開催し、再発防止や職員の対応など、今後の啓発方法について検討を行うが、この度は相手方の特定ができず、直接の啓発活動ができないこと、実害がないため警察の捜査もできないことから、前例に基づき、同委員会の開催は行わず、市報での啓発記事の掲載及び庁内の職員に向けて文書による啓発を行う事とした。

コラム

column

同和地区を問い合わせる 行為には「No!」



引っ越しや宅地建物の取引、結婚相手の身元を調査するために「あの辺りは同和地区ですか?」と市役所に問い合わせの電話がかかってくる場合があります。こうした問い合わせは、居住地や出身地を理由に差別しようとする許されない人権侵害行為です。当然ですが、市役所では、そのような問い合わせはお断りしています。

令和元年に行った市民意識調査では、「同和地区の人との結婚について」の問いに、9.9%が「反対」または「認めない」と答えており、同和地区の問い合わせや、同和地区出身者に対する差別を容認する意識が、今なお根強く残っている状態です。

どこで生まれ、暮らしているかによって差別することは許されません。この問題について私たち一人一人が考え、学習し、あらゆる差別のない、暮らしやすいまちづくりを目指しましょう。

差別事象検討小委員会に報告された部落差別事象の件数

年 度	件 数	差 別 事 象 の 内 容						
		結 婚	就 職	発 言	落 書	投 書	そ の 他	(その他の内容)
H12	26			14	10	1	1	・ホームページへの差別文書（電子メール）
H13	14			9	4	1		
H14	24			5	15	2	2	・電話での地区の問い合わせ
H15	26			14	10		2	・電話での不動産取引についての問い合わせ
H16	16			3	11		2	・ホームページの差別文書（電子メール） ・電話での地区の問い合わせ
H17	18				15	1	2	・電話での地区出身の問い合わせ ・感想文
H18	5			1	4			
H19	14			1	6	1	6	・電話による地区の問い合わせ（2件） ・同和地区を差別し個人を誹謗する差別文書の配布（3件） ・差別張り紙
H20	7				6		1	・土地売買に関する地区の問い合わせ
H21	4			1	3			
H22	11			3	4	1	3	・電話による地区の問い合わせ（3件）
H23	7			2	2		3	・電話による地区の問い合わせ（2件） ・差別文書の送付（1件）
H24	9			5	3		1	・差別文書の送付
H25	4			1	2		1	・人権侵害記載封筒の投棄(1件)
H26	3			1	1		1	・電話による地区の問い合わせ
H27	2						2	・電話による地区の問い合わせ(2件)
H28	4			1	2		1	・電話による地区の問い合わせ
H29	6			2	1		3	・土地売買に関する地区の問い合わせ ・行政ホームページ意見フォームへの書込み（2件）
H30	2						2	・電話による差別発言 ・ホームページ意見フォームへの書込み
R1	2			1			1	・電話による地区の問い合わせ
R2	6			1	1		4	・電話による地区の問い合わせ（2件） ・電話による地区に関する発言（2件）
R3	2			1			1	・電話による地区の問い合わせ
R4	3			1		1	1	・電話による地区の問い合わせ
R5	2			1			1	・電話による地区の問い合わせ
総 計	217	0	0	68	100	8	41	

（注）この資料は、市町村が把握し、県に報告があったものであり、県内で発生した全ての差別事象を記載したものではない。

ネット上の差別書込削除に向けた対応について

〇〇町がネットモニタリングにおいて、X（旧ツイッター）に「Aさんは△△という同和地区に居住している」といった書込みを発見した。

町及び県は、X社に数回削除要請したが削除に応じないため法務局に通報を行ったが、人権侵犯事件として立件できないとのことであった。

〇〇町は、書き込まれた者が町内のAさんであると確証が持てないため、本人と思われる人には知らせない方針である。

県の対応案

これまでX社は町と県の削除要請に応じない状況があり、書込を削除するためには一般的に本人からの申告（訴え）が必要であることから、本人の意向の確認のため本人に伝えるよう町に要請する。

（１）本人に書込削除の意向がない、町が本人の意向を確認しない場合の対応

- X社に削除要請を継続する。

削除要請に当たっては、東京高裁の判決（同和地区と公表するだけで人格的利益を侵害する）を理由として記載する。

※ △△が同和地区であるという点に関しては、町に権利侵害を受けている当該地区に居住している方に当該書込みについて伝えてもらい、県としては訴訟（仮処分申請）など書込削除に向けた手続きを説明するなどの支援を行うということも考えられる。

（２）本人に書込削除の意向がある場合

- 本人が対応することとなるため、県としては書込削除に向けた手続きを説明するなどのサポートを行う。

（留意点）

- ・ 県が対応すれば必ず削除されると思われかねないため、X社が削除しないこともあることをしっかり伝える。
- ・ X社が削除しなければ訴訟（仮処分申請）という手段があること、仮処分申請には費用が発生することを伝える。

<参考> 訴訟（仮処分申請）提起について

- ・ 同和地区の識別を公開することは権利侵害性が強いことから、当該地区に居住している方であれば、書込みにより権利侵害されていると仮処分の申し立てはできる。
- ・ 東京高裁の判決では、同和地区出身者であることを推知させる情報の公開は人格的利益を侵害するとしている。仮にAさんが本人と一致しなくても、当該地区に居住している方は人格的利益が侵害されているとして仮処分の申し立てを行うことができる。
- ・ 仮処分（削除請求）の要件は、①債務者が削除権限を有していること、②権利侵害があること、③違法性阻却事由がないことであるが、①' X社は削除権限を有しており、②' 上記の東京高裁判決により人格的利益が侵害されていると考えられ、③' 投稿の内容から政治家といった公共的な方であるとか、学術目的である等の事情がなければ違法性阻却事由はないと思われる。